

狂歌が結ぶ「知」と地域

——名古屋・仙台——

高橋 章則

はじめに

十八世紀後半の江戸で活況を呈した狂歌は、十九世紀に至ると全国各地へと享受者が拡大し、狂歌を嗜む社会階層にも拡がりをみせる。まさに全国津々浦々に狂歌人が存在するに至るのである。折からこの時代は旅遊を含むさまざまな「人」の「移動」が行われた時代であり、狂歌人もその例外ではなかった。彼らは居住地ばかりではなく、移動先においても狂歌制作にはげみ、作品をインスタントに公表する機会・方法を模索していたのである。そうした移動する狂歌人の動静は、毎月毎月作製される月次狂歌撰集のうちに見られる作者の所在をめぐ

る地名表記の書き分けなどから辿ることができる。本姓こそ確認できなかったものの、近江日野を本拠とした「月盛」なる作者は日野と関東の各地とを毎年往復し、どちらの地域にあつても狂歌制作に余念がなかったのである。⁹⁾

このような狂歌人をはじめとした「移動者」たちの恒常的な文事存在は、十九世紀という時代が着実な文化形成と文化定着の時代であつたことを如実に物語る。

本稿でも、手始めに、そのような移動先における文事の例を紹介するところから話を進めることにする。

1 移動中の文事——中井光熙の場合——

江頭恒治『近江商人中井家の研究』によつて経営実態

の解明が大幅に進んだ近江日野を本拠とする中井家の営業の中心地は江戸期仙台の大商人街大町に構えた仙台店であった。その仙台店を中心に巨財をなした中井家の当主は、他の日野商人同様に、日野の居宅で一年の大半を過ごし、そこから遠隔地にある多くの支店の管理者に営業上の指示を出した。ただし、中井家の全営業に占める仙台店の比重は重く、当主の仙台滞在日数も格段に多かつたと言われている。

そうした中井家当主による営業状況の監査のための下向は「店廻り」と呼ばれ、近江と出店地域間の移動は定期的になされた。その「店廻り」と並行して行われたのが、「見舞」と称された顧客への挨拶回りである。その行程は近江日野を発し、支店を経由後、顧客の店舗を訪れるというものであり、数週間にわたる長丁場の行程であった。その旅では当然、商談も繰り広げられたようであるが、旅の眼目は顧客との信頼関係の確立にあり、顧客の側でも中井家当主との懇談は営業上の重大事であった。「見舞」の日記が詳細に伝える饗応の圧倒的な数は、そうした顧客の中井家重視を象徴するものである。他方、中井家当主の経営戦略上のまなざしは顧客店舗の

経営状況の把握ばかりではなく、在所の経済環境の把握にも向けられていた。「店廻り」や「見舞」といった地域間移動は当主としての才覚の見せどころであり、商才を修養する格好の場でもあったのである。

十九世紀前半に二十三歳という若さで当主を襲名した三代「中井光熙」の場合には、襲名年の文化五（一八〇八）年以後、同七・八年と文政三（一八二〇）・七・十二年の六回の「店廻り」の旅が知られており、「見舞」の旅も数度にわたって行われたとされる。のみならず、当主となることを前提に中井家縁戚の京都店当主の娘と婚姻関係を結び養子となった光熙は見習いを兼ねて十二歳の時から仙台店で働いていたとされるから、先代光昌とともに「見舞」の旅に同行したことも想像に難くない。旅の経験も多かつたに違いないのである。

さて、そうした光熙の「見舞」の旅のなかで、行程や饗宴などの詳細が知られるのは文政十二（一八二九）年のものであり、仙台店を拠点とした顧客訪問の旅は一月以上にも及ぶものであり、その移動範囲は仙台領のほぼ北半分を占め南部領をもかすめる広範囲なものであった（以上、江頭前掲書による）。

この文政十二年の旅は四年後の天保四（一八三三年）に四十八歳で没する光熙には、結果として顧客巡りの旅の総決算となったものであり、まさに壮年期にある商人の旅の多面的な営為が展開されている。それを記したのが同行した三名の店員のうちの年長者で、滋賀大学経済学部史料館蔵「中井家文書」の「己丑文政十二年十一月、日記」と「同十二月、二番日記」と標記された日記である。筆録者の氏名は不詳であるが、光熙との人的な関係の書きぶりから、記したのは支配人クラスの人物と推察され、彼自身も光熙と同様に幅広い観察眼を備えていたことが記述の端々から看取される。

というのも、「日記」の記述のなかで特に目を惹き、検討されてもきたように、顧客名とともに記された振る舞い料理の種類の多さは圧巻である。その丁寧に記された饗応の膳の数はあかも顧客の中井家当主に対する歓待の度合いを数値化したもののようにすら見えてくる。一方、中井家側が準備し、顧客に贈った「みやげ物」も「扇子・十露盤・白紬・風呂敷・並風呂敷・小倉袴地・男帯地・女帯地・絹紬・絹画」などと様々であり、目録化された贈答品は顧客の重要度を可視化するのである。

こうした「モノ」を通じた交流を的確に記す筆記者の姿勢は商業者としての適正を指し示す。のみならず、顧客の個性を念頭に置いた交流をも記す姿勢には教養的な関心も現れている。例えば、光熙が所持してきた書籍の貸与を詳細に記すといったエピソード（十一月二十八日）は、筆記者の教養の裏付けなしには記し得なかつたと考えられるのである。そうした筆録者であったから、光熙の「文事」をも的確に記し得た。

その光熙の文事とは、移動先の各地で作成された光熙の俳諧や狂歌の作品である。「日記」はそれを「御秀句」や「御直製」として若干の評価をこめつつ記し留め、また一方では自作を含む同行店員の文事をも筆録するのである。例えば、最初の訪問地「松島」から次の「高城」までの間で製作された句のなかで筆録者が「御秀句」に撰んだのが、「あさなにて誰にかたらん千松島」⁽³⁾ という作品である。

旅館から見た松島の風光明媚さに触発された感動を早朝であるために誰にも伝えられないと読んだこの句には、「同十一日、暁半時出立、快晴、昨日より長閑、風無之静也、五大堂江参詣、夫より高城迄の間にて御秀句、左

に」という詞書がある。

次の訪問地「松山」での秀作は、

あをいても民ゆたかなり松の山⁴⁾
というもの。

日記は、句の制作地松山では朝から羽黒神社のある「山」に登っていたと註記するから、仙台藩重臣茂庭氏の山城を向こうに眺め、眼下にひろがる松山の有力商人の店舗の立ち並ぶ様子を光熙は観ていたのであろう。民は支配者を仰ぎ見てはいるものの経済的な実力は隠しよ
うがない。「仰ぐ」と「豊か」のギャップのうちに、城下町松山の経済環境を句に詠んだ光熙の作句の意図を筆録者も共有していたのである。右は季語のルールにはずれ
るから、秀逸な狂句と言えるような作品である。

現在、「二ノ蔵」という銘柄で知られる酒造メーカーは、江戸後期に松山に存在した複数の蔵元に淵源し、その蔵元を含む商人の中には俳諧や狂歌を嗜む人物が多数存在した。今日、彼らの内の複数人（狂歌人の総数は十一人）が奉納したと見られる狂歌の扁額が光熙が登った羽黒神社の本堂正面に掛けられている（画像1）。すなわち、経済的にも文化的にも余裕のある地がこの松山なのであった。

①松山の狂歌額（羽黒神社、宮城県大崎市松山）



さて、次は「和淵」の宿での一句である。

十三日松山山出立、七つ頃より雨気、和淵駅なる何某に宿りける、其夜雨気しきにて、あくる夜も降続きけるに初而ならぬ旅のいとどわびしければ

旅ならぬ旅にあいけりけふの雨⁶⁾

詳細な詞書の附されたこの句は、芭蕉の奥の細道の旅とほぼ同じルートを辿る旅ではありつつもルーティン化された得意先廻りという業務上の旅への不満がわずかに表白されるものであり、「旅ならぬ旅」の語にそうした光熙の本音が読み取れる。

温暖な近江に比して、仙台以北の晩秋は肌寒く、雨の降り続く時の気温の低さは身にしみるものがある。「いとどわびし」の感懐はその実感を込めたものである。筆記者が記したように、この句も確かに秀句と言えそうである。

ところで、誹諧の作品よりも光熙の文学的な才能を示すのが、「狂歌」である。それは十二月六日「平泉」を前にした「前沢」の地での酒席で生まれた。夜九つ半頃に終了した酒席に同席したのは「取持人、森屋庄蔵殿・佐々木や清作殿・荷宿駒吾殿・料理人並手伝人都合七人」

と中井家の「光熙」「穀七」と筆記者の三人である。その席で使用者「穀七」は、次の狂歌を披露した。

よう／＼と待ちももうけたる松たけを吸物にして心安しん⁶⁾

筆録者はこの歌の「下句」を「旦那様」光熙が「吸物にして納りの月」と直したと記す。もちろん「穀七」の作はお世辞にも上手なものとは言えないが、商家の使用人が狂歌を作り、主人がそれに手直しし、支配人が筆録するというこの日のエピソードは、狂歌の日常生活への浸透という十九世紀における狂歌普及・日常化の実態を考える上で注目される事例である。

さて、同所での日記はさらに次のように続く。

当西岩寺山号玉光と申候に付、旦那様狂歌、左に

時はいま光御山の一泊り しん意もかのふ冬の夜の月

「時は今 天が下知る臯月かな」の明智光秀よろしく「真意」が「叶った」とは、次の事情に基づく。

西岩寺五百羅漢にて御勤在之、参詣之上経蔵建場夫
御吟味、羅漢堂南の方続きに相定り申候事、但し清水在之前也。

右は翌七日の記事である。前日に引き続いて西岩寺五百羅漢への供養を光熙は行うが、その五百羅漢五十四体は中井家初代の源左衛門が寄進したもので、その完成は文化三(一八〇六)年のことである。記事には、「経蔵」の「建場」を吟味し定めた、ともあるから、この時、光熙は経蔵の寄進を約束したのである。そして、施餓鬼供養もあわせて執行したのであった。このように中井家と西岩寺との関係は深く、「真意」の語はそれをふまえた宗教心の発露なのである。

ここに紹介した狂歌は文政十二年の旅の中での文事の一齣に過ぎないが、問題はこうした光熙の狂歌趣味が旅の慰め程度のものであったかと言うことである。というのも、従来、光熙は「鬼文」の号を有し俳句を嗜んだことは指摘されてきたが、彼の狂歌制作がことさらに取り上げられたことはなく、狂歌界との繋がりについても云々されたことがないからである。

ところが、結論を先取りして言うならば、仙台の狂歌界の成り立ちを考える際にはこの光熙を含む中井家を慮外に置くことができない。また、仙台向けの商品の集散地である名古屋と仙台の狂歌界の繋がりを考える上でも、

光熙とその周辺の演じた役割は大きい。以下、その光熙と狂歌との関係を確認し、ついで名古屋と仙台という遠隔地が狂歌を通じて結びつく事情に言及することとする。

2 「仙台千声堂春光」から「日野千声舎春光」へ

文政年間に仙台の狂歌界を完全に掌握する「千柳亭」⁷⁾は、狂名を唐丸・唐麿・一葉・綾彦と出世魚のように代えてゆく。また、狂号も柳眠亭から千柳亭へと変化させていた。その千柳亭が母「千錦堂百綾」から手ほどきを受け頭角を現しつつある「千柳亭唐丸」の時期、すなわち仙台狂歌界の勃興期から隆盛期にさしかかろうとする過渡期である文化年間前半の状態を示す狂歌撰集に『美知乃久布里(みちのくふり)』⁸⁾がある。文字通り、みちのくの風趣を編んだ本書は、序文を浅草庵市人が記し、撰者はその浅草庵と同じく江戸の千首楼堅丸と仙台の「千龍庵細道」が務めた。文化九(一八一二)年正月刊の『狂歌手毎の花』三編⁹⁾には「仙台大町一丁目」に住む千柳亭が右の千首楼の「都講」を勤め「唐麿」を称していたとあるから、「唐丸」として登場する『美知乃久布里』の刊

年はそれに先行する時期であると推定される。

さて、本書のもととなった狂歌合の催主を務めたのは「壺南楼山住」という在仙の狂歌人であり、高点を得た以下の五十人余りの人物の作品を本書は収める。

壺中楼箴麿・壺雲楼卷人・広水亭渡人・壺南楼山住
・千糸亭房成・千柳亭唐丸・壺林楼繁道・海左菴深
躬・春山楼三千広・壺燕楼喜楽・磐手守道・酒恒道
・壺江楼藤麿・柳風成（古川）・壺桐楼保麿・真砂数
道・笹菊道・園梅道・道弘記・猩々緋赤記・遠藤浪
道・道遠近（古川）・壺田楼安直・萩仲道・壺吟楼早来
・笑月楼島道・河東亭飛麿・一樵夫山路・小路花道
・千路堂風情・千錦堂百綾・田舎道行・御園人待鐘
・壺舟楼磯道・五城楼道盛・千声堂春光・深林亭安
人・錦野亭胸広・木末猿丸・樹白雪（古川）・盃魚道
・春此女・車牛彦・越早道・松十帰・霞翠亭根早・
琴調・一徳斎・国有道・万歳美川・彫躬亭治留・錦
月亭歌面

この『美知乃久布里』における地域色をさらに強め、
仙台の名所に歌題を限定し少数の豪華な摺り本に仕立
てたのが『奥州仙台名所尽集』である。本書の序文は『美

知乃久布里』に掲載された浅草庵起草のものが転用され
ており、後掲するように、一部には入木がある。

本書の編成の前提となる狂歌合で「催主」を務めたの
は仙台の「壺宙楼里住」であり、作品が掲載された以下
の二十名も全員が仙台の狂歌人である。

千柳亭唐麿・千路堂栄・壺林楼繁道・柳烟亭柴主・
壺宙楼里住・柳髮亭唐輪・壺舟楼磯道・麻中園保世
・柳池園早秋・千嶺庵愛雄・壺吟楼早来・柳風堂糸
頼・六徳園鶴丸・雁音楼望丸・柳もところ・柳鞆林千
條・柳弦亭唐琴・浅竜庵細道・壺南堂山住・千錦堂
百綾

右に併記した狂号には「壺」や「千」の文字を冠した
ものが多く、「壺側」浅草庵市人と「千秋側」千秋庵三駄
羅の系統に仙台の歌人が結集していることを物語る。ま
た、『奥州仙台名所尽集』に「柳」字が多いのは「千柳亭」
の地位が確立しつつあり、彼の息掛かりの作者であるこ
とが狂号に可視化されているからである。

さて、「壺側」との密接な関係を示唆するかのよう
に、両書には共に浅草庵の序が添えられていた。その両序の
板木は基本的には同一で、「さくら木に文字摺」する板行

者の名を『美知乃久布里』が「壺南楼」とするのに対し、『奥州仙台名所尽集』が「壺宙楼」とする差異があるのみである。その差異は、影像の比較から明らかかなように、「南」を「宙」と入木したことによる（画像2）。

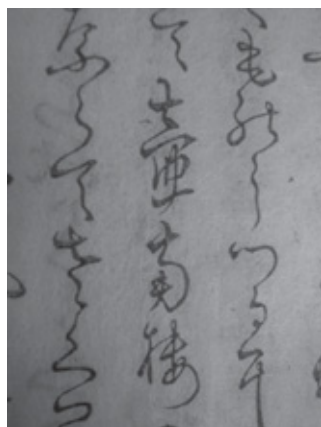
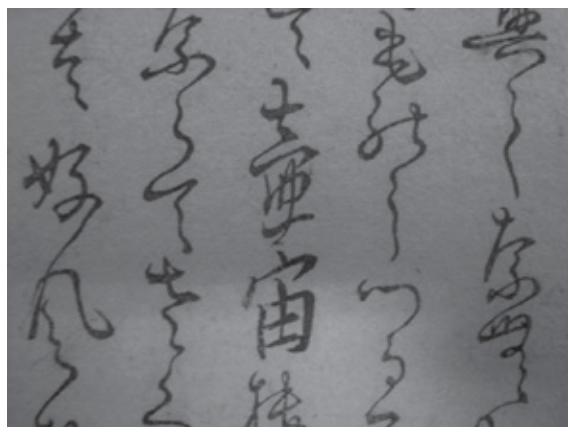
その事はともあれ、「壺側」を中心に仙台には自分たちの作品をとりまとめ板行する組織が文化年間に形成されたのである。¹⁰⁰ただし、仙台は諸「連」の中心地である江戸から遠距離であるためか、中央の「連」の拘束が強固ではなく、仙台狂歌界は、化政期の主要潮流である「五側」や「四方側」の流れも複合的に編成されていた。

その「五側」に関わる『狂歌画像作者部類』（文化八（一八一一年））、『狂歌五十人一首』（文政二（一八一九年））といった宿屋飯盛が自派の有力作者を誇示すべく肖像と姓名や居住地の概略を注記した狂歌集から狂歌人の実名や職業などが判明し、仙台狂歌界の人員構成の特色などが見えてくる。

仙台狂歌界の人員構成で注目されるのは、地元仙台の住民に混じって他地域からの転入者が少なくないことである。転入者であることが判明するのは、「住」の文字の使い分けによって転入者を区別するという独自の地名表



②「浅草庵序」の入木跡
右『美知乃久布里』
左『奥州仙台名所尽集』（仙台市博物館蔵）



記が上記の狂歌集に存在することによる。そして、それらの狂歌集に見える「鶯春光」「遠山住」という二人の異郷人が興味深い。

鶯春光

春光守村氏江州日野ノ産今奥州仙台ニ

住ス

〔狂歌画像作者部類〕

遠山住

山住別号深川亭七里氏字庄兵衛京都ノ

産今奥州仙台ノ住

(同右)

住仙台 号壺南堂 七里氏

〔狂歌五十人一首〕

「鶯春光」なる狂歌人は、本姓が「守村」で、近江国日野の生まれ。そして、現在は仙台に住んでいる、という。むろんその理由などは記されない。一方、「遠山住」は、姓名が「七里庄兵衛」で京都の出身。その彼が現在は仙台に住んでおり、前述の出版に関わったというのである。⁽¹⁾

さて、問題は「鶯春光」の「守村」姓と近江日野生まれ仙台在住ということの意味である。

このことの意味を解明する鍵は、近江日野の「守村家」というのが、日野商人が各地に出店した際に資本参加する家として有名な家であるということである。仙台の場合

合も同様で、他ならぬ中井家の仙台出店に守村家関わっていたのであり、先に触れた三代当主「光熙」こそ、その守村家から中井家に養子に入った人物だったのである。

既述のように、光熙は十二歳から仙台店での店働きの経験を持ち、文化五(一八〇八)年に当主となって日野の本家に居住の中心地を移してから中井家の営業の拠点である仙台店での総滞在期間は長期にわたったのである。

この「中井光熙」が「鶯春光」である蓋然性は高い。

しかし、断定はできない。ただし、文化年間刊の『美知乃久布里』が彼を仙台の狂歌人「千声堂春光」として明示する一方で、文政年間末期の諸種狂歌資料に登場しているという事実を確認することができる。たとえば仙台領田尻の「千卷堂天楽」が判者となるのを全国に披露した際に、遠隔地からその披露の狂歌合を大々的にバックアップしたのは後に触れる「尾州」の「千糸亭」と「江州」の「千声舎」すなわち「鶯春光」なのである。文化年間の中頃に仙台から近江に移動したことといい、また近江を本拠地にしたことといい、「守村」姓であったこと

も併せて勘案すると、「春光」が「光照」であったと考えるべきであり、そうするといろいろな事態が解釈しやす。一步譲つて本人でなかつたとしても、「春光」は「光照」に付き従つたごく近親者と考えるしかないのである。

ところで、滋賀大学経済学部史料館蔵の中井家文書の中には、「守村春光」から二代光昌に宛てたと見られる「中井大君厄年越祝」(画像3)と題する「和歌の書き付け」⁽¹²⁾が存在する。

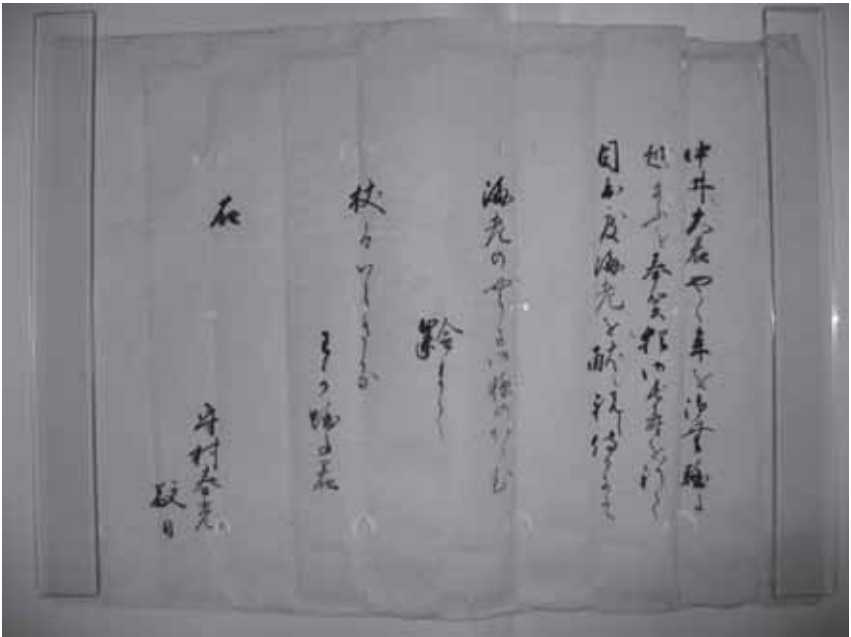
中井大君やく年を御無難に越たまふを奉賀猶御長寿を祈て目出度海老を献し祝し侍るにて

海老のやうに御腰のかゝむ齡まで杖はいらさるわが蛭子君

右 守村春光 敬白

光昌の厄払い寛政十(一七九八)年のことで、几帳面な文字で書かれたこの作品が「やく年を御無難に越」えた翌寛政十一年のものと考ええると、それは光照の十四歳の時のこととなり、「海老」尽くしの「和歌」は後に狂歌人として登場する「春光」の習作期の作品として、また中井家との縁組みが結ばれようとする前後の修業期の成果として伝記的な意義を有する作品なので

③守村春光「中井大君厄年越祝」(滋賀大学経済学部史料館蔵)



ある。

ちなみに、「中井大君」光昌は風流人で、上記の四十二歳の厄年には仙台の西光院で、また翌年には京都東山の第一楼で盛大な宴会が開かれたとされ、さらにその翌年頃には江戸深川で宴会が設けられたという。そのうちの京都・江戸の宴席には、日本を代表する文人墨客が多く招待されており、そこでまとめられた画帖は現在、仙台市博物館、大和文華館に所蔵され、関連した墨帖も仙台の書肆「柏屋」を通じて刊行されているのである。⁽¹³⁾

先に掲げた「守村春光」の「狂歌」と呼ぶべき作品は、その寛政十一（一七九九）年の京都での宴会に関わるものと見られるものであった。⁽¹⁴⁾

3 仙台の「錦糸（千糸亭）房成」から

名古屋の「千糸亭房成」へ

「錦糸房成」といういかにも呉服と関連のありそうな狂号・狂名を持つ人物の「曆だにもたぬ深山の一つ家もいつかひ（日）をみん五月雨のそら」という作品

が文化六（一八〇九）年の『新撰狂歌百首』に掲載されている。歌題は、「五月雨」である。また、文化八（一八一）年の『狂歌画像作者部類』には彼の作品と共に「房成俗称銭形屋治兵衛奥州仙台ノ人」と彼の屋号と俗名とが明示されている。この「房成」は前掲『美知乃久布里』では「千糸亭房成」という千柳亭の千秋側に所属することを想起させる狂号をもって現れていた。（錦糸の「錦」は千柳亭の母「千錦堂百綾」周辺の狂歌人の号に多く用いられる文字であるから、房成は初めは千錦堂のもとで狂歌を作り始めたと推察される。）

しかし、その「房成」の名は、文政年間に刊行された狂歌集には仙台狂歌人として登場することがない。例えば仙台の狂歌人の中核を明示する文政二（一八一九）年刊の『狂歌五十人一首』にはその名を残さない。まさに「春光」と類似した立ち現れ方をするのである。

すなわち、「房成」は文化末年以後に狂歌界から離脱した訳ではなく、仙台以外の余所の地、すなわち「名古屋」の狂歌人「千糸亭房成」として再登場するに至るのである。

例えば、天保二（一八三一）年の『六樹園一周忌追福

春のなこり』である。本書は名古屋の西来居未仏の撰となる六樹園石川雅望追善の狂歌集であるが、追福の語に象徴されるように本書は「五側」との距離が近い作者を宣揚する狂歌集であり、その中に「千糸亭房成」の名が掲げられるのである。ただし、この『春のなこり』中で「千糸亭」の狂名の上には地名表記が施されていない。

一般に、狂歌撰集にあつて地名表記を欠くのは、説明を要さない著名人である場合と撰者周辺にある作者たちの場合とである。彼は全国的な著名作者ではないから、地名表記を欠くのは名古屋の未仏との関係においてであると考えられない。すなわち、ここでの「千糸亭」は名古屋の歌人扱いがなされているのである。そうした「千糸亭」の名古屋での歩みを確実に押さえることができる早い時期のものは、仙台での活動が確認できた文化八（一八一―）年から六年後の文化十四（一八一七）年に名古屋で刊行された周知の『狂歌弄歌集』である。そこでの「千糸亭」は画像が附された代表歌人の扱いがなされており、「柳」「夕立」「萩」「霞」「恋」をいう四季恋の部立の全てにわたって彼の作品

は掲載されている。

千糸亭房成

（『狂歌弄歌集』（画像4）

また、弘化四（一八四七）年に千柳亭綾彦が撰者となつて持たれた「千秋庵三陀羅翁三十三回忌追福狂歌合」でも「千糸亭」は名古屋を代表する歌人として成績上位者の列に名を留めている。

一方、名古屋を中心とした狂歌界の代表歌人三十六人を収めた嘉永三（一八五〇）年刊の『新続六々狂歌仙』には「房成」をめぐる次のような注目すべき記述がある。正確には興味深い「紋章」を伴って彼は描かれる。

房也 名古屋人号千糸亭詠六波羅

（『新続六々狂歌仙』（画像5）

これもまた狂歌撰集の通則であるが、狂歌集に肖像が掲載されるのは成績優秀者もしくは刊行への貢献が大きかった人物である。そして、その肖像が描かれた人物の出で立ちのどこかに、もしくは机などの身の回りの調度品などに「連」の系統を示す紋章が記されるのも通例である。そうした目で『新続六々狂歌仙』での「房也（成）」を見ると、彼の羽織の紋章には他の名古屋の狂歌人とは異なる紋章が描かれているのである。



ということ、本書での「房也」は「名古屋人号千糸亭」と地名表記がなされるものの、彼の羽織の胸に刻印されるのは「千柳亭」「千畝園」「千菊園」ら仙台の狂歌連「千秋側」(千柳側)の紋章なのである。つまり名古屋の「房也(成)」は仙台に連なる代表歌人として扱いはなされているのである。もちろん、先に示したような彼の仙台でのいきさつを知っていれば、何らとまどう必要のないことなのであるが、単独にこの画像を眺めると奇異の感をぬぐえない描写となっていたのである。

以上のような仙台との関わりを有しつつ名古屋の狂歌人たらんとした「房成」のありかたを象徴するのが、先に触れた仙台領「田尻」の「千巻堂天楽」との関係である。

千巻堂天楽は、「千秋側」を継承し「千柳側」として再組織した千柳亭綾彦のもとで「判者」となった人物である。天保八(一八三七)年刊の『新狂歌鑑』は彼の歌風・撰歌の基準を「調ハ新古によらず俗中の雅を愛して雅中の俗を嬉ぶ」「心の狂に手柄あり」と紹介する。

さて、狂歌人は「判者」として認知されるための習いとして「判者披露」の狂歌合を持つ。すなわち独り立ち

した「判者」は最初にこのイベントを主宰するのであるが、その行事の手始めは全国に狂歌合開催の公示のため一枚摺りの「広告」を配布することである。天楽の場合には「千柳側判者披露大角觥」（画像6）と銘打った狂歌合と催し、「広告」を刷り上げた。その「広告」に名古屋の「千糸亭」は狂歌合を後援する全国の同盟中構成員中の主要人物「尾州千糸亭」として名を連ねる。そして、同広告には「江州千声舎（春光）」の名も併記されているのである。

ちなみに、この判者披露の狂歌合の会主となったのは「田尻霞城連」であり、全国の「水魚総連」のもとで「羽翼」（協賛）したのは、江戸の「東都連」、奥羽の「天童連」・「盛岡連」・「福島連」「川俣連」「相馬連」と、二十の仙台領内の「連」であった。その大半の所在地を線で結ぶと、冒頭で触れた「光熙」の「見舞」の旅のルートと類似したものが出来上がるのである。（画像7）仙台領内の「連」の所在地地図（『文学』隔月刊第八巻第三号より）

これまでに掲げたいくつかの狂歌集からは、文化年間前半に仙台を本拠として作品を生み出していた「房成」

⑥「千柳側判者披露大角觥」広告（個人蔵）



⑦仙台領主要「連」所在地



が、文政から嘉永に至る長期間にわたって名古屋を代表する狂歌人として作歌活動を維持していたことが分かる。そして一方では、仙台の狂歌人たちと密接な交流を維持していたことも判明するのである。

では、こうした「房成」のありかたを我々はいかに考えれば良いのであろうか。

4 千糸亭房成の生業

『狂歌人名辞書』は、仙台と名古屋の「房成」を同

一人物とはせずに、仙台の「房成」については先の『狂歌画像作者部類』に従って「錦絲房成、通称銭形屋治兵衛、陸奥仙臺の人。」と記述する。かたや、名古屋の「房成」については『通称録』という資料（野崎左文編『狂歌通称録』慶応義塾大学蔵か）に基づいて、次のように記す。

千糸亭房成、通称日野屋治兵衛、尾張名古屋杉之町の人。

この日野屋の存在を明示する名古屋の史料がある。それは『金鱗九十九之塵』⁽¹⁵⁾であり、われわれは

■駿 靈 丹 百十五粒入金式朱 杉ノ町

急卒にて、目まい、立ぐらみ、顔色かはり気絶するに用ひてすみやかによし。 (八巻二一八頁) 日野屋治兵衛

との記述を見いだすことができる。「房成」こと日野屋治兵衛は、名古屋杉ノ町で売薬をはじめとした商売を手がけていたのである。『通称録』を用いた『狂歌人名辞書』の記述は、こうした名古屋の史料を用いての記述なのであった。

では、その名古屋の「日野屋治兵衛」「房成」と仙台で「銭形屋治兵衛」を名乗った「房成」とが同一人物であること

はどのようにすれば確認できるのであろうか。もちろん仙台でも「錦絲亭」「千糸亭」を名乗ったことが確実なのであるから、同一人であることに全く疑問を差し挟む余地がないのであるが、屋上屋を重ねるなら、次に掲げる史料がその同一人説を決定的なものとするのである。のみならず、同一人であることの確認後に見えてくる事実が、狂歌享受層の実態を考える糸口を提示するのである。

まずは、仙台の「治兵衛」が名古屋に店を開いた事情についてである。

日野中井家の文書によると、仙台店で働いていた「治兵衛」は、文化九（一八一二）年正月に「別宅」を許され「百両」の金子を与えられた、という。

乍恐奉差上一札之事

拙者儀、幼年夕御召抱被成下候処、此度首尾能別宅被仰附為元手金

一金百両也

御譲り被成下難有事頂戴候、然ル上は商売筋は申二不及、御下知之通り子々孫々急皮相守申候

一御本家様御用之節は何時二而も罷出、御下知之通り御用向相勤可申上候、乍恐右之為御受申上度、依一

札如件

文化九壬申正月

江州日野

中旦那様

上

(16)

その百両の金子を元手に治兵衛が店舗を構えたのが名古屋であった。彼が名古屋を選んだのは数年前からこの地に仕入れのために足を運んでいたからであり、おそらくその実績を踏まえて開業を中井家が後押ししたと見られる。「モノ」の移動（往復）が利潤を生む構造が名古屋と仙台との間にはあり、商業圏を確立する先兵となつたのが治兵衛なのである。

ところが、その「別宅」認可の際の百両だけでは操業資金としては不十分であった。そこで治兵衛が選んだのは、地元の資産家との共同経営、当時の用語で言えば「合商売」である。長文であるが関連文書を掲げておく。

一筆奉啓上候、先以追而秋冷相増候得共、其御表御尊前様、益御安泰二被為遊御座恐悦至極二奉存候、随而当方無異儀罷有申候間、乍恐御尊意易思召可被

下候、然は先月廿六日書を以、先達而御直書被成下候御答奉申上候間、相達し御披見可被成下奉存候、御店様二も此節は時分柄嘸々御繁多二御取引可被成置奉察上候、当地之儀も不印二は御座候得共、秋先作方宜敷商体も仲間中氣配つよく相庭も不安候得共、相応二相捌申候、何卒水氣之至り候而も一花為引立申度奉祈上候、然は藤兵衛様春中御出被下候砌、内々御咄し申上候、下拙商売筋附御影様を以別宅被仰附候後、相応商売相続仕、難有仕合二奉存候処、四五ヶ年以前に棧留太物類少々宛御地送り仕候処相応引合宜敷御座候処、別宅被仰附候後、元手御譲り金等結構二被仰付、外之御拝借も相願候処、右之金高古手見せ商内取^レ罷成、太物類注文仕入方之節、甚以金配二差支申候二附、追々当地二而も懇志之方御座候而繰合等相受、初春之頃、大坂御店様も当座御拝借相願当年迄仕来り申候処、何角二心配多二御座候間、何卒慥成方と、乗合二而商売仕度奉存候処、当地二おゐて布袋野村ト申所二乾屋甚左衛門殿ト申人御座候処、右之方八城下ト六七里西北相当り格別之家柄田畑持高も多く、当地御上御家中方仕送

り被致、家内二而質貸方外商売二は其近辺二而棧留島多く織出し候方数十軒江前金かし附候而、右之島引取、当地伊勢路ギフ辺江戸積問屋江仲買商内被致候二附、昨年頃^レ下拙方も取引仕、格別懇意二仕候而万端世話二相成候処、右之方も仲買商売二而は、未長久しく商売二は相成不申候間、江戸其外奥筋注文送り被致度存慮二御座候二附訊下拙方も御表二久く勤仕罷有候、懇意も御座候得は、下拙方と乗合二相成金子等は差支なく御座候間手広二商売被致段、春中^レ相談二及申候処、下拙儀は御尊店様久く勤仕罷有候而、右之御影を以相応之都合二商売取続申候間、春中二も御尊前様御在國中參上申上候而、御窺之上相談二相及可申奉存候処、其後却而繁多二罷有候而參上不申中、無程其御表御下国被成置候間、其儀不奉申上候、別文申上候、元手薄之下拙儀、右之方と乗合二而商売仕候得は、万端都合宜敷案心二渡世仕候、尤、先方主人も万事二被折入候御方二候間、委細之訳合奉申上、御主君様御得心被成置候ハ、弥以取組出来申候間、年内二も取極メ仕度被申候得共、一応先方江御尊前様^レ下拙身分不都合之者二は

無之候間、無御氣遣御取組被下候様御頼之御直書被成下候様奉願上候、先方之主人被申候も、御主君様御影を以別宅相続相続仕候下拙儀二候間、御主君様御承引無之候而は、取組出来兼候様被申、下拙儀も御窺之上御下知御ゆるし無之而ハ相談二も及兼申候間、何卒格別之思召を以、幾久敷取組世話相頼候様、御直書先方主人江御達し被成下候得は、相談二及候而乗合商売仕度、右之方々か様都合能相談被致候も、偏二御尊前様々首尾能別宅諸方都合宜敷儀相聞得候而之一儀二候間、下拙宅子孫々至り候而も下拙同様御本家様御高恩は不奉忘却御大切二奉存候間、此段乍恐宜敷被為御聞訳被下候而、先方江御頼之御書状被下置候様仕度、先方名当之儀、尾州布袋野村瀬甚左衛門殿ト申方二御座候、尤此後は右之方江御懸りも御座候ハ、御立寄も被成下候而御懇志被成下候様、下拙々奉申上候様、先方主人被申候、十月頃其御表御発駕御上国被成置候様奉存候間、御登り後、拝顔之上委細奉申上候而之上二而仕度候得共、居宅替旁々都合も御座候二附、右之段急東二申上候而御下知之上、弥以取極メ仕度如此奉申上候、乍繰事宜敷奉

御願申上候、恐惶謹言

九月五日

日野屋治兵衛

中御主君様

御上

(17)

こうして治兵衛のパートナーとなることを了解したのは、布袋野村の「乾屋村瀬甚左衛門」であった。彼は、家柄も良く、田畑を多く所有し質貸し付けを行うなど手広く商いを行い、何よりも仙台で需要の高い「棧留島」の仲買を岐阜路⁽¹⁸⁾から伊勢路にかけて広く行っている、というのである。治兵衛との付き合いが始まったのもその「島」の取引をめぐってであった。「昨年頃」とあるから必ずしも長年の付き合いと言うことではないものの、二人は懇意となり、両者は互いの販路を合併することで手広く、しかも安定した商売が可能となるとの目論見から「乗合商売」を決意した、と言うのである。

史料として長文を用いたので、読解の要点を再確認すべく中井家と日野屋治兵衛の関係について小括し、さらに若干の補足を加えておくことにする。

中井家は、享保年間以後、関東持下りの行商を行い関東から東北にかけて商域を拡大し多くの支店を設け、枝

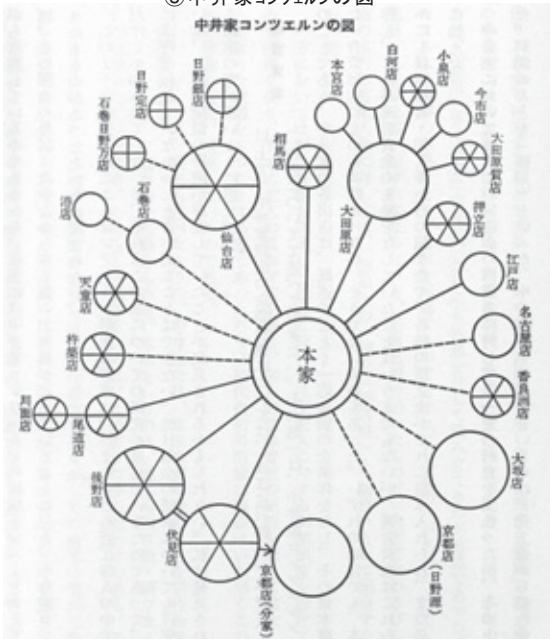
店を持った。仙台店はその中核店舗であり、屋号を「日野屋中井新三郎」と言った。はじめ仙台店の中井家と矢野・井田・脇村という日野商人と京都の杉井家との共同企業体であったが、後に中井家の単独の店となった。

仙台店には多くの使用人がおり、彼らは一定年限の奉公を積み重ねると自立し、居所を構えそこから店に通うことができた。あるいは独立し「別家」を構える場合もあった。そうした人物に「銭形屋治兵衛」がいたのである。

仙台店に奉公した「治兵衛」は、文化九（一八一二）年に別家を許されが、彼が開業したのは仙台ではなく名古屋であった。ただし、名古屋での単独開業は果たせず、布袋野村の乾屋村瀬甚左衛門という富裕農民と共同経営を行ったのであった。文化九年九月五日付の「治兵衛」から「中主君」光熙宛の手紙は、「乗合商売（共同企業体）」を始める際の苦勞の吐露と中井家に対する忠誠の言葉が満載された注目すべき書簡である。

その忠誠を強調した手紙から知られるのは、名古屋の「日野屋」が仙台の「日野屋」から完全独立した店舗でなかったことである。既に指摘されているように、名古

⑧ 中井家コンツェルンの図



屋の「日野屋」は仙台店の企図のもとに基幹となる店舗がさらに出店・枝店を持ち、各地方の商品を廻し商いするという中井家の企業形態のなかでも仙台店に依存する割合の高い支店という色合いの濃厚な店舗であった。（画像8）「日野屋」の店舗網参照⁽¹⁹⁾

この「日野屋」の名古屋店が仕入れた尾・三の綿製品

・古着などがいくつかの港湾拠点から仙台に運ばれていったのである。中井家には石巻に支店があり、その石巻店が拡大していったことの背景には伊勢・名古屋の諸港湾からの船荷の増大があったとされる。その船荷の主要発送元が名古屋「日野屋」なのであった。

すなわち、仙台店の奉公人「銭形屋治兵衛」は名古屋に別家を許され開店し、事業を拡大していったのであり、名古屋・仙台の往還の船荷を得て着実に名古屋での地歩を固めていったのである。その歩みと揆を一にするように名古屋狂歌界での彼の存在感は増していった。

そうした名古屋文化への治兵衛の融け込みは、狂歌にとどまらず、狂歌と親和性の高い国学へと拡大してゆく。というのも、天保二（一八三一）年の本居内遠の入門リスト「内遠翁門人録」⁽²⁰⁾をひもといてゆくと、そこには

尾張 日野屋治兵衛 房成
とあり、われわれの「日野屋治兵衛」の名を見いだすことがのできるのである。

5 一九世紀名古屋の狂歌界（I）

これまで、何ら説明なしに「名古屋狂歌界」なる言葉を用いてきた。しかし、十九世紀の狂歌の世界がどのように展開していたかについては、江戸・地方を問わず未解明な点が多い。名古屋も例外ではない。そこで、以下では、新出史料を紹介することを通して十九世紀の名古屋の狂歌界の実像に接近したい。

書肆は風月堂永楽屋、貸本は湖月堂、菓子屋は宝屋、鮎は岐阜より来るをよしとす。狂歌は田鶴丸、俳諧は士朗この他いくらもあるべし。

という曲亭馬琴『羈旅漫録』（享和二（一八〇二）年）の文章から知られるように、十九世紀の名古屋の狂歌界のリーダーの一人が橋庵芦辺田鶴丸であった。「橋庵」の「橋」の字は田鶴丸が唐衣橘洲の配下にあつたからであり、他の名古屋の主要狂歌人たちも同様に橘洲の影響下にあつた。その事情を物語るのが既に何度か引用した文化十四（二八一七）年刊の『狂歌弄歌集』に附せられた「弄歌集序」（寛政九（一七九七）年仲夏）である。（なお、『狂歌弄歌集』の後刷りと見られるのが『画像狂歌百首』である

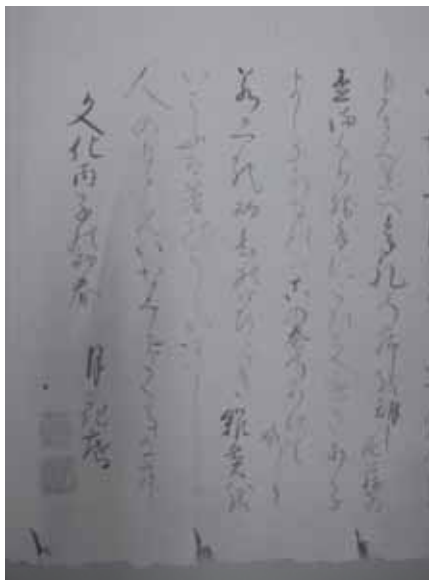
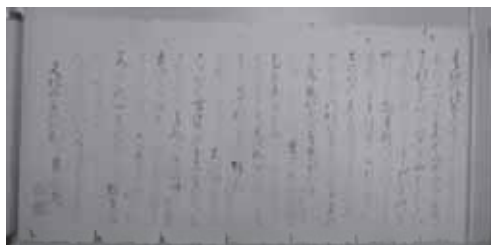
(刊年不明)。

尾陽はすべて予が門葉のみにして他の指揮をうけざるは、まさに雪丸、田鶴丸、玉湧、金成、桃吉、有文の諸秀才よく衆を誘ふ故なるべし。この比東都の諸大人の余国の歌を評するにも尾陽を甲とし、上毛、駿河、これにつぐと聞侍るに予鼻うごめくばかりなるは、げに我をおこす輩といふべし。

雪丸を筆頭に、田鶴丸・玉湧・金成・桃吉・有文といった人物が名古屋狂歌界をリードしたばかりではなく、彼らの主導した「尾陽」名古屋の狂歌界が全国的にも一大中心地だと認知されていたというのである。自画自賛の序とは言え、江戸に続く地方狂歌界の勢力地図が明示される興味深い記述のなかに名古屋が登場するのである。

その名古屋の狂歌界の中核をなす狂歌作者たち位置を考察する際の導きの糸となるのが、『狂歌弄歌集』に先だつ文化十三(二八一六)年に作製されたと見られる一本の狂歌軸(架蔵)(画像9)である。この狂歌軸には「文化丙子之初春」の「月花庵」筆の序文があり、「文化て「橘庵田鶴丸」、「有文」、「巨実」、「松風壽」、「忠長彦」、「蛸池老人玉湧」の作品が収められる。そして、「春香坊?」

⑨狂歌軸(架蔵)



という人物の挿絵をうけた「龍屋弘器」の作品で軸は完結する。ここには橘洲の酔竹側以外の狂歌人も登場する。そうした名古屋狂歌界の拡がりを感じさせるのがこの一本の狂歌軸なのである。

さて、序文を書いた「月花庵」は肖像が『吾妻曲狂歌文庫』（宿屋飯盛撰、天明六（一七三六）年）や『天明新鐫百人一首古今狂歌袋』（石川雅望撰、天明七（一七八七）年）といった作品集に収まる「豊年雪丸」の庵号で、橘洲が「弄歌集序」で最初に名を掲げた「雪丸」である。

その天明狂歌の代表的な作者の一人であった「雪丸」が尾張藩に仕えていたのである。『名古屋市史人物編第二』四二五頁によると

豊年雪丸、通称は市橋助右衛門、初め栄七と称す、名は美、月花庵の号あり、滝本様の書を巧にし、又狂歌を唐衣橘洲に学びて同門中に桀出ず、安永二年始めて尾張に仕へて勘定方並手代となり俸を賜ふ、後数々俸を増して拾二石一口を賜ひ、勘定本締役、記録所書役等となり、班を歩行格に列す、文政四年十二月十四日歿す、瑞宝寺へ中区白川町に葬り、花月院浄雪照丸居士と法諡す、（略）（藩士名寄、尾張

名家誌二編、藝文、墓碑、狂歌万葉集）

と、「雪丸」こと「市橋助右衛門」は「勘定方並手代」を皮切りに下級の役職をこなし、最後にやっと「歩行格」（幕府の「御徒」相当か）にたどり着いたというのである。なお、前掲の『金鱗九十九之塵』という名古屋の地理書には、彼の居住地が「枕町」とある。

枕町住

△狂歌 三十六歌仙 豊年雪丸と号す。市橋氏

としの坂のほる車のわかよはひゆたんをしても
あとへもとらず
（八巻二七頁）

当該狂歌軸の序文の末尾にも「人のもとめいなみかた」とあることから、彼はメンバーの年長者として一目置かれる存在だったのである。

当該狂歌軸の狂歌作品の最初に來るのが「田鶴丸」のものであるが、彼については後に触れることとして、二番目の「有文」をみよう。「有文」は「狂歌画像作者部類」に見える「紀有文、有文、別号松壽園尾陽名古屋ノ武家」であり、『狂歌弄歌集』には「松壽園有文へ別号白観堂、又葎庵、初名安丸」とある。ちなみに、『狂歌人名辞書』には「紀有文、初号安麿、別号葎庵、又白観堂、画名を

春甫といふ、姓氏未詳、尾州名古屋の人、酔竹側判者。(狂歌鱸後編)とあるが、『金鱗九十九之塵』『伊勢町』の記述によつて「寺沢九左衛門」(六卷四五一頁)という彼の俗名を補足することができる。

第三の「巨実」は、やはり『狂歌弄歌集』に「放生菴巨実別号伊予堂」と明記される人物で、残念ながら彼の経歴その他の詳細は未詳である。

第四の「松風寿」をめぐつては、『狂歌画像作者部類』の「松風寿、寿別号長生庵、画名蓬洲卜称ス、長坂氏、尾張ノ殿人」という記述が簡にして要を得ており、『狂歌弄歌集』の「初名花香菴蓬洲長坂氏」から「花香菴」という庵号を得つつも後に「長生庵」と号を改めた「長坂蓬洲」なる武家作者の存在が見えてくる。なお、『狂歌人名辞書』にも「松風寿、別号長生庵、通称長坂蓬洲、尾張名古屋の武家にして画を能くす、文政頃。」とあるから、彼が諸芸に通じた文化人であつたことがわかる。

第五の「忠長彦」は、「中心長彦、長彦別号古刀庵尾陽ノ人」(『狂歌画像作者部類』)である。彼については『狂歌弄歌集』に「俗称竹屋彦兵衛、研師」という記述があり、狂号とした「古刀庵」が「研師」という彼の職業に

起因するものであつたことが判明する。

ところで、『金鱗九十九之塵』の「練屋町」には

御研師 御目見 御扶持三人分 竹屋九右衛門 此家の先祖は清須越にて、元は常盤町に居住す、常盤町の旧名を竹屋町といひしも、此家に起りての名なりとかや。其後転宅して今は当町に居住す。

(六卷四二頁)

という記述が見える。研師であり竹屋を名乗つたのであるから、長彦は右の練屋町の「竹屋」の関係者と考へ得るが、再考をまちたい。ちなみに、『狂歌人名辞書』には「古刀庵長彦、通称竹屋彦兵衛、尾張名古屋長島町の人。(通称録)」と「長島町の人」とあり、『狂歌手毎の花』二編(文化八(一八一一年五月))にも「古刀庵 長彦 同(尾州名古屋) 長島町研師 竹屋彦兵衛」と自己申告による作者名と居所とが記されているから、それらにもとづいて彼をめぐる伝記的記述を統合できさうである。

六番目の「蛸池老人玉湧」は『狂歌弄歌集』が挿絵を描いた「画人」として「不断庵大江玉湧(初号佩詩堂耳風、別号蛸池国天)」と複数の狂号と狂名とを掲げる人物である。この「佩詩堂」を引き継いだのが「後佩詩堂右馬耳

風へ初名時曳速躬、書林万卷堂」であり、狂歌名「時曳速躬」、後の本居内遠である。その「時曳速躬」については『狂歌画像作者部類』に「速躬別号万卷堂亦称新々亭浜田氏字久次郎尾州名古屋ノ書肆」という記述が見える。よく知られた「万卷堂」以外にも「新々亭」という別号があつたようである。

ところで、「玉湧」をめぐつて注目すべきは『金鱗九十九之塵』の「御町屋」に立てられた次の項目である。

△夷曲歌 方十円玉涌

玉涌、別号不断庵。篠野玉涌と称す。又華亭か門にして書を能す。字名を国夫と号す。通称唐木屋市右

衛門。

(六卷三七二頁)

『狂歌人名辞書』は「篠野玉涌、不断庵、又蛸池天国と号す、姓加藤氏、名古屋の人、右馬耳風の父にして東都酔竹側判者、寛政十一年歿す。(弄歌集」と記述し、『狂歌弄歌集』の「玉湧」を寛政十一年に没した「玉涌」とする。しかし、文化十三年に「玉湧」は存在したのであるから、それでは都合が悪い。「不断庵」「玉湧」はともに何代か続いた狂号であるから、世代の調整を行った上で『狂歌人名辞書』の錯雑を訂正したい。

さて、最後の「龍屋弘器」は、名古屋藩医で名古屋の文化行事にも大いに関わりを持つ人物である。そして、彼は「名古屋酔竹側」を継承する「琵琶連」の形成の礎を作った人物である。その「弘器」については細野要斎『感興漫筆』巻二十五の次の記述が詳しい。

海城 姓平 柴田博 通称龍溪 号海城 又狂歌号

弘器 居号「龍廻屋」 寄合御医師 へ慶応四年戊辰

十月十九日歿、葬于大法寺、徳法院顕寿承応居士ノ桑

名町蒲焼町北角 (「同好会画叢」『感興漫筆』

巻二十五、二一卷一八七頁、万延元(一八六〇)年)

この要斎が記した伝記的な記述以外にも、諸種の人名辞典⁽²¹⁾が詳細な説明を目指しているが、未だ定論をみない。そこで、本稿では原史料の一つである『狂歌弄歌集』の「雅流園香窓弘器 柴田氏」という記述に見える「香窓」という狂号に着目して「龍屋弘器」(以下、「龍廻屋」と表現する)の事蹟に迫りたい。というのも、このはじめ「香窓」を称した「龍廻屋」が実は名古屋の狂歌界の文化年間以後の流れを左右したばかりではなく、今後の狂歌史研究に少なからず影響を与える人物であると考えられるからである。以下では、「龍廻屋」をめぐる問題点の一端

を示すことにする。(画像10)



6 一九世紀名古屋の狂歌界(Ⅱ)

特定の人物の蔵書を確定することはもちろん、その人物が所蔵書をいかに活用したかという書物享受の実相を明らかにすることは、素材の面から言っても検証方法の面から言っても困難が多い。ましてや実名が不確かな狂歌作者の蔵書やその活用の実相を知ることが難しい。し

たがって、全国に名を轟かせた判者級の狂歌人の蔵書やその蔵書の享受を論じた研究はほとんど見られない。

ところが、この「龍廻屋」の蔵書、しかも彼の修学期から判者としての活躍期のものと考えられる蔵書が東北大学附属図書館狩野文庫のなかに狂歌本の綴りとして存在していた。以下、『千函眞珠』という通名で利用されてきた狂歌本のコレクションが実は「龍廻屋」の旧蔵書であったことを考察する。(画像11)

さて、十五冊からなる狂歌叢書『千函眞珠』は、文化年間から天保年間に至る諸種の狂歌集が綴じられたもので、『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』は六十七巻(種)からなるとする。しかし、数丁の「月次集」などは書誌化が及んでいないの



⑪ 『千函眞珠』(狩野文庫蔵)

で、実際には百種に近い狂歌集から構成されるユニークで貴重な一大狂歌コレクションである。

そのユニークで貴重であるという理由の一つは、他に見られない孤本を多く含み、しかもそれらの多くが江戸以外の地域の狂歌の「連」が主体となつて作成したものである点である（すなわち地方「連」の蔵板である）。その地域的な偏向が顕著なのは、十五分冊の後半五冊であり、そこには岐阜・和歌山・名古屋・京都など東海・近畿地方の「連」の蔵板が多く見られる。

また、数冊で完結する狂歌撰集の一部分が無造作に綴じ込まれていることも興味深い。というのも、その綴じ方には一定のルールがあり、狂歌関係者で、しかも実作者でないとは解らないような成立時期に従つた丹念な編成がとられているからである。

このことは、『千函眞珠』という叢書が実作者のもとにあった諸種の狂歌集がその所有者によつて綴じられた編輯物だということの意味する。

そうした全般的な傾向に加えて、これまで書誌化されてこなかった前半四冊に存在する同筆の朱書きや蔵書印、さらには各巻に点在する墨書などが旧所蔵者を一人の狂

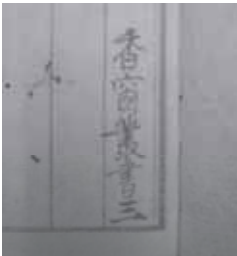
歌作者すなわち「龍廼屋」とすることを許すのである。他にも論点があるのであるが、ここでは以下の四点に集約して旧所蔵者が「龍廼屋」であることを論証してみたい。

さて、所蔵者の特定に供する材料の第一は、各冊のほど近くにある

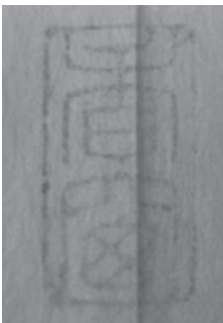
「香窓叢書四」（第一冊）、「香窓叢書卷六」（第二冊）、「香窓叢書九」（第三冊）、「香窓叢書三」（第四冊）

という書き入れである。この叢書名中の「香窓」が「龍廼屋」の早い時期からの狂号であつたことは先に紹介した通りである。その「香窓」が叢書名のみ的美辞ではなく恒に用いられた雅号であることは、第三冊・第四冊の「香窓叢書」（画像12）という文字近くに捺された「香窓」という蔵書印（画像13）が物語っている。

⑫「香窓叢書」朱筆



⑬「香窓」朱印



「龍廼屋」の早い時期の狂歌名（狂号・狂名）は「香窓弘器」であり、それは「かまど（竈）ひろき（弘き）」と読むと推察される。香窓・竈のどちらから発した狂歌名なのか不明であるが、ともあれ「香窓」は「龍廼屋」に密着した文字なのである。

旧所蔵者を特定する材料の第二に挙げられるのは、第七冊、第八冊、第十五冊に捺された「龍屋」の横印（画像14）である。狂歌界で「たつのや」を称したのは名古屋の「龍廼屋」に他ならず、別人がこの称を用いる可能性は低い。

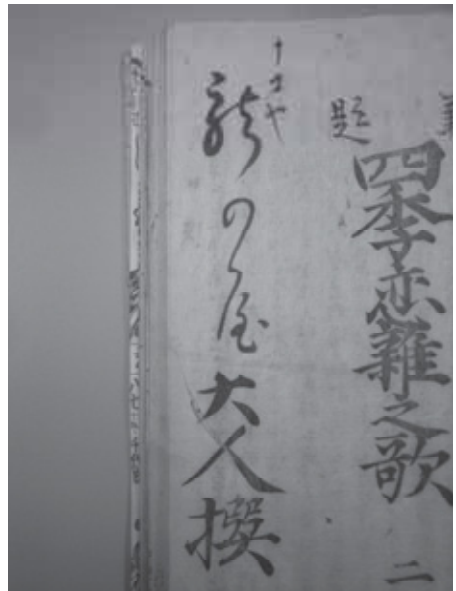
⑭「龍屋」蔵書印



そして、持ち主の特定に供する第三の事項は、第十一冊の「日本総評相撲立兼題四季恋雑之歌二之巻」

の表紙に記された撰者名である。そこには「大人撰」という刻字があり、その上に宛先を書くことを前提としたと見られるブランクがある。そこに「ナコヤ龍の屋」（画像15）と墨筆があり、さらには内部の作品に朱筆による点付（画像16）がなされているのである。寄贈者（評点

⑮「ナコヤ龍の屋」墨書

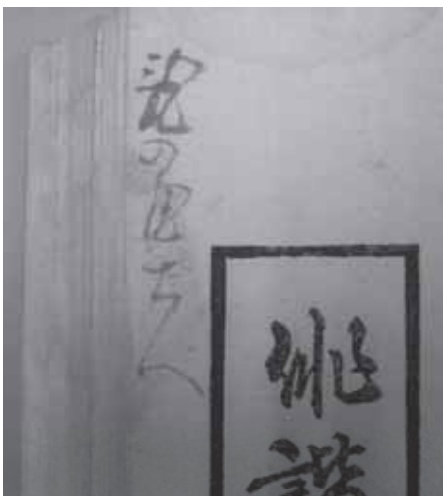


⑯「点付」朱筆



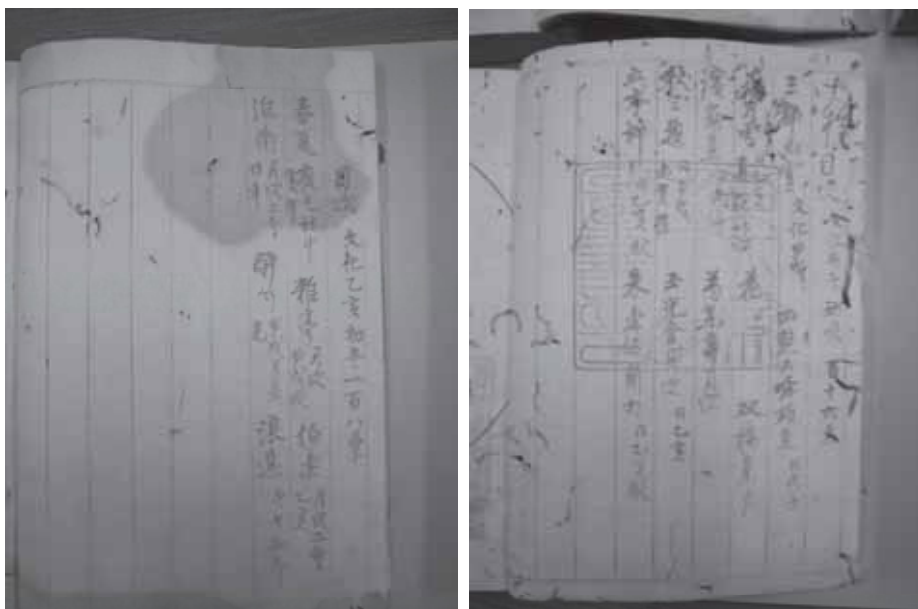
依頼者)がなしたと見られる同様の書き入れは第十二冊「俳諧歌五楽集」の表紙に存在し、ここでは「龍の屋大人」(画像17)と朱筆されるのである。

⑰「龍の屋大人」朱筆



これらは全て『千函真珠』と「龍廻屋弘器海城」との特別な関係すなわち所属関係の存在を示唆する。なかでも第三の点は旧所蔵者を特定する決定的な材料である。なお言えば、ほとんどが文化年間に刊行された狂歌集が綴られた第一巻から第四巻の表紙裏には「香窓叢書」の朱筆のみならず、発行年を詳細に記した目次(画像18)

⑱『千函真珠』目次



7 一九世紀名古屋の狂歌界と千糸亭

が朱で筆記されている。その綴られた一つ一つの狂歌集の作品を通覧すると、どの狂歌集にも「龍廼屋海城」の作品が掲載されている。そのことは狂歌界の約束事である成績優秀者には撰集を寄贈するというルールに沿って寄贈されたものだと考えたと理解しやすい。

先に東海地域を中心とした地方版が多いという『千函眞珠』の全体的な印象を述べたが、そうした印象を強くするのは、叢書内の多くの丁に名古屋の狂歌人名が掲載されているためである。しかし、これは名古屋が狂歌の先進地であつたから諸種の狂歌集に名古屋狂歌人の作品が掲載されたというような漠然とした一般的な傾向が理由ではない。「龍廼屋」に密着した狂歌撰集がまとめられたために「龍廼屋海城」はもちろんのこと、彼と同じ「連」の関係者、さらには多くの名古屋の狂歌人の作品が散見されるといふ結果となつたのである。まさに「龍廼屋」とその周辺の狂歌人たちが諸方の狂歌集にこぞつて投稿したその痕跡が典型的に『千函眞珠』に現れているのである。

再び前掲の狂歌軸にもどつて掲載された作者の閲歴を考えてみよう。

残る作者は、馬琴『羈旅漫録』のいう名古屋狂歌界の第一人者「田鶴丸」である。その「田鶴丸」については、森銃三「蘆邊田鶴丸」（『森銃三著作集』第四巻）が詳しいが、伝記の概略をまずは『狂歌人名辞書』で確認しておこう。

田鶴丸 芦辺田鶴丸、三藏楼、又橘菴と号す、通称岩田次郎兵衛、字は可蘭、尾張名古屋の染工、後ち僧となる、橘洲に学び酔竹側判者たり、天保六年十月三日播磨沖にて溺死す、年七十七。

この芦辺田鶴丸の動向を追うことはひとり彼の人生の足跡を確定するという意味で重要であるばかりではなく、名古屋の狂歌界の盛衰・変遷を考える際にも重要である。というのも、染工から僧となつたとされる彼の生涯は職業の変更ばかりではなく、『袂草』巻之十七が「住居定らぬやうになりぬ」と記したように、地域間の「移動者」としての側面が濃厚で、その移動が彼自身のみならず名

古屋と他地域との文化の接触や交流に関わるからである。ちなみに、前引の『狂歌手毎の花』二編（文化八年）における田鶴丸の居住地は「尾州名古屋／当時大森住」とあり、名古屋のうちにあっても居住地を転じていたと見られる。そして、文政十三（一八三〇）年版の『平安人物誌』に至ると彼の居住地は「御幸町三条北」となる。名古屋圏内でも移動し京都へも移住しているのである。

さて、そうした放浪する文化人田鶴丸を印象づけるのが、たとえば、「文政と、せ首夏」の紀年を有する狂歌草稿『記行水茎の岡』（画像19）である。本書は、虫食いがひどく細部の検証に困難さを伴うものであるが、「序文」を草した近江八幡の「きぬ廻家美都丸」によれば、文政十（一八二七）年四月、江戸の「置春洞さちかひ（豊養）」とともに近江八幡を訪れた田鶴丸はこの地の狂歌人たちと作品作りに余念がなかったというのである。

また、本書の末尾の「在京六十九叟橘庵 花押」を見るならば、この時の田鶴丸の年齢は六十九歳、生活の中心は「京都」にあったというのである。まさに先に触れた文政十三（一八三〇）年版の『平安人物誌』の「田鶴麻呂 号橘菴 御幸町三条北 岩田霊寿」という記述が『記

⑱『記行水茎の岡』（架蔵）



行水莖の岡』によって裏打ちされるのである。

なお、文政八（一八一五）年に江戸で鹿津部真顔のもとにあつた田鶴丸が日光や松島に足を伸ばし、翌年から天保二（一八三一）年に熱田に戻るまで京都に居住したことも森銚三が明らかにしたところであつた。『記行水莖の岡』は、その田鶴丸が京都にとどまりつつも周辺地域の狂歌人とも濃密な繋がりを構築していたことを物語るものである。つまり、田鶴丸は狂歌判者として移動を通じて幅広く交友を形成し深めていたのである。

ところで、叙上の「移動者田鶴丸」の最後は「移動」と言うよりは「流転」のなかで訪れる。天保六（一八三五）年、彼は海難事故で不慮の死を迎えるのである。享年七十七。この死没の事情についても森「蘆邊田鶴丸」が詳しいが、その森の記述のもととなつたのは名古屋の史料『金鱗九十九之塵』である。

その『金鱗九十九之塵』の田鶴丸をめぐる記述を紹介し、従来の説を補正したいすると森は、田鶴丸死没の地となつた明石の「標果亭季翠」こと畑屋利兵衛の手紙をもとに、田鶴丸は通説の言う十月三日に没したのではなく、溺死寸前で助かつたものの三日後の十月六日夜に突

然亡くなつたと断言し、『金鱗九十九之塵』の史料的な価値を称揚する。その上で、森は田鶴丸の伝記的な資料を数多く紹介し、田鶴丸が僧と言うよりは放浪者とも言うべき行動をとつた人物だつたと論評する。傾聴すべき点が多い。

ただし、本稿では更にそうした田鶴丸の行動を同時代人も危惧していたことを付け加えたい。というのは、前掲の『袂草』巻之十七には、

田鶴丸、さかんに狂歌せし時、

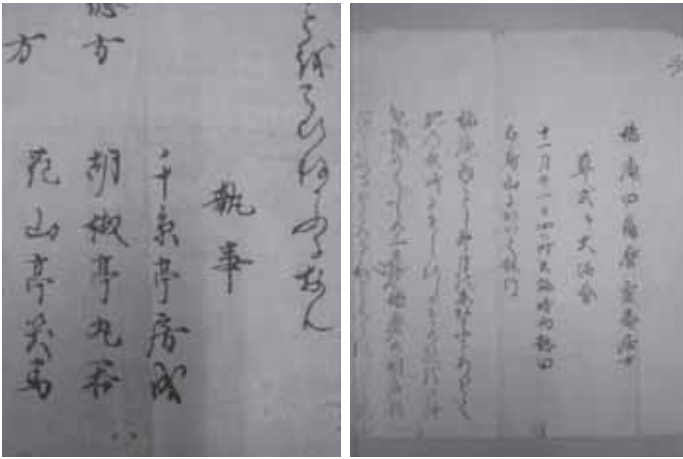
潔白な月の眼にねめられて我身ひとつの置所なき

とよみたるが、此頃より身浪々となりて、住居定らぬやうになりぬ。一首の狂歌も身の浮沈となれば、つゝしむべきもの也と竹意庵為丸の語りしと、十五夜の夜吉ぬしはなし也。 （二十三卷二二八頁）

とあり、妄動といわずとも軽挙に注視している「竹意庵為丸」のような人物が田鶴丸の周囲にはおり、やはり狂歌作者と覚しき「十五夜の夜吉」がその伝聞を筆録者朝岡宇朝のもとに寄せていたのである。

さて、次に紹介するのはこれまで触れられたことのない田鶴丸が没してから一箇月後の熱田における葬式と法

⑳「橘庵田鶴磨靈寿居士葬式並大法会」
 (『協園叢書』「園の落葉六ノ乾」所収)



会をめぐる「橘庵田鶴磨靈壽居士葬式並大法会」との題を有する一枚刷りの案内状である(天保六(一八三五)年、『協園叢書』第十四冊所収)(画像20)。

ただし、その内容を検討する前に、この案内状を『協園叢書』中に発見するに至った事情について、史料の解題的な意味を込めて少しく記しておきたい。

『協園叢書』は、東北大学附属図書館狩野文庫が所蔵する名古屋藩佐屋代官所手代「三浦協園」の集録・筆写した文書の綴りであり、名古屋藩内の政争に関わる落首が集録されているところから『名古屋市史』等に紹介されてきたものである。また、同叢書は名古屋藩のみならず幕府の機密文書ではなからうかと推察されるような海防関係文書なども含む諸種の文書の綴りでもある。報告者は幕府代官所の手代に相当する名古屋藩の手代の文事を確認すべく叢書を一瞥していたところ、当該の案内状が紛れ込んでいたのである。ということ、長文ではあるが、貴重な地域史料であるから、以下に掲げておく。

橘庵田鶴磨靈壽居士葬式並大法会

十一月廿一日四ツ時不論晴雨熱田白鳥山において執行
 橘庵翁ことし卯月の末おもふことありて肥の長崎に
 まかられしかそのかへるさ神無月のはしめ三日口播
 磨の明石新浜といへるところに船はてられしかその
 夜俄にはやう吹来りて大潮のために船覆り乗合し人々

とともにそのミくつと成なむとせしを翁はともつ
なに取つきねんし為られしまゝ浦の小舟助のせてい
そにあけたまゝいたはり物せしかはからうして息
出尾はりの田鶴磨となんたゝひとこと名のられしか
そのゝちいとほそやかなるこハねにて

ありかたやそのもくつとなりハせて

身ハうき草のきしにこそよれといひたして七十あま
り七とせてなんむなしくなられしかハかしこの司よ
りおこなひて明石の長林寺に葬たるよし都難波の友よ
りつけおちせられハ翁に親しきハたらしした々うち聞
人ゝまでも手にもらし玉の落し心ちせられてかなしさ
やるかたなきあまりまめたち給へる人ゝ思ひはかりて
とみにかしこに人やりておきななのなきあと何くれのお
こなひなんとまたくはしく事のやうをもたつねさせは
やと翁の養ひ子恵海はた不断庵玉湧等にかたらひてか
しこにやりつそか帰るをまちておきななのきたまを熱
田の白鳥山において葬りはた諸山の僧衆に乞て法会を
行ハんと企たる也あハれおきなにゆかりの君此日かし
こにつとひ給ひてともに御回向なし給ハらんことをこ
ひねかふになん

補助

橘庵知音

諸山大徳方

修験衆方

陰陽衆方

書画家方

諸大家方

○

諸側判者方

同総御連方

○

寿庵広貞

月桂房円浄

東壁堂古文

○

瀧屋琵琶彦

猿屋分彬

琴屋秋親

城西歌垣連

執事

千糸亭房成

胡椒亭丸吞

花山亭笑馬

酒の屋真楳

壳茶園末虎

蜀錦堂玉海

桜暁楼乙丸

水魚園友雄

不断庵玉湧

香窓環

美都垣真和

牧屋鬼影

○

一円舎一方

天長舎地久

代々屋善次

鯛屋與右衛門

永楽屋善兵衛

名児屋

蓬萊 両歌場連

森は、明石新浜の畑屋利兵衛から「尾州熱田宮社中」に宛てた『金鱗九十九之塵』所収の手紙を引用するなかで田鶴丸の死没の事情を考証し明石長林寺における「仮もがり」までの経過を紹介していたが、右の一枚刷りの案内状は、その殯葬以後の経過を記している点で注目される。そして、十一月二十一日に熱田白鳥山において行われたであろう「法会」の予告が明記される点も興味深い。

一般に、狂歌の主要な判者が亡くなった場合には追善供養のための狂歌合が開催される。そしてその狂歌合の開催後には狂歌撰集が編まれる。それが、狂歌社中の者の、あるいは縁者の務めだった。

ところが、不慮の死を遂げたとは言うものの、田鶴丸の場合には追善狂歌集の存在はおろか狂歌合が開催されたことも知られていない。彼の墓所も不明瞭なのであるから伝記的な追跡には困難があったのは致し方ないことである。しかし、田鶴丸ほどの判者としては不本意な死没事情そして死後の展開であった。

右の案内状は「葬式ならびに大法会」と題が附せられているのみであるが、田鶴丸が本拠地とした熱田で、し

かも名古屋の主要な狂歌人達によって「大法会」の開催準備がなされた事情を明らかにしている。この案内状は形式から言っても取り仕切った面々の顔ぶれから言っても、追善狂歌合の開催を示唆するものである。

追善狂歌合の開催が事実か否か、さらには該当する追善狂歌集名は何かなど解明すべき点を残すものの、田鶴丸を追想する名古屋狂歌人たちの姿を彷彿とさせる内実を備えたのが、右の案内状なのである。

さて、以上のような流動的な要素を残す「史料」を紹介したのは他でもない。この法会の案内状に掲載される人物群は狂歌人の範囲にとどまらずに「諸山大徳方・修験衆方・陰陽衆方・書画家方・諸大家方」といった名古屋の幅広い宗教者・文化人を包摂ものになっている。地域社会において狂歌人たちは一定の文化的な地位の占めていた証を読み取ることができそうなのである。

「補助」の語は狂歌の「広告」の場合には実働を伴う主要な協賛者を意味する。そうした位置に先の人物たちはあったのであろう。一方、狂歌合における「執事」とは中心を担う実働者を意味する。通例、主催「連」の主要メンバーがそれを務める。ここでは当然のごとく名古屋

屋の主要狂歌人が名を連ねている。つまり、この案内状は、江戸時代後期の名古屋の諸方面にわたる人的なネットワークを再現する好材料なのである。

ところで、ここには特に注目すべき人物名が見える。「執事」の筆頭に名を残す狂歌人名である。(画像20)

千糸亭房成

仙台中井家の使用人であった銭形屋治兵衛が名古屋に店を開いて二十数年。彼が堂々たる名古屋の狂歌人としてその存在感を示している証を我々はここに見いだすことができるのである。

【註】

- (1) 拙著『江戸の転勤族―代官所手代の世界―』(平凡社選書) 参照。
- (2) 『日本都市生活史料集成八 宿場町篇』所収。
- (3) 同右七三八頁。
- (4) 同右七三九頁。
- (5) 同右七四〇頁。
- (6) 同右七六九頁。
- (7) 千柳亭の伝記は四世絵馬屋額輔著『狂歌人物誌』(江戸

狂歌本選集第十五巻所収) が詳しく、次のようにある。

千柳亭唐丸

唐丸は奥州仙台侯の医官なり源姓にして名弘景字子徳通称を即休といふ其先は清和天皇の裔孫近江国の住人錦織判官義弘より出て世々錦織をもて氏とす六勿園千柳亭といひ又一休か髑髏の戯れより出て悟容人といふ戲号あり又乳の下に相對して大なる黒子あるをもて双星子とも号せり猶朝三亭茅山人等の号あり文治年中より連綿として医を業とす性狂歌を好み三陀羅法師の門に入り後に文泉舎余繁と云者に唐丸の名を譲りて師翁が初名を継ぎ一葉と改めしか又後に千菊園千条といふ者に譲りて天保の初年正三位千種有功卿より

ことの葉の高機たてゝ織いたせ綾も錦もおのがまに

といふ歌にそへて綾彦といふ名を賜はりしといふ庵中にかゝげし千柳亭の額は蜀山人の筆なりとそ或時軒に釣せし風鈴の内に附置し古銭を盗み去りし者ありければ

なかゝにかしましからて風鈴の銭なき庵を住よかりける

とよみしといふ其他世に聞へし秀吟少からす元治元甲子年五月五日享年七十二歳にて没す仙台八ツ塚(今新寺小

路といふ) 曹洞宗昌峰山林松院に葬る法号「無何有院柳翁離塵居士」

(8) 以下に用いる狂歌書は、特に註記のない場合は東北大学附属図書館狩野文庫蔵のものである。

(9) 『近世上方狂歌叢書十六』所収による。

(10) 「十九世紀日本の『狂歌』―『連』が編成する『知』と地域―」(『文学隔月刊』第八卷第三号)、『当座』という歴史空間―『狂歌』を歴史資源化する―(『江戸文学』三九)参照。

(11) 『狂歌五十人一首』の居住地表示の基本形は地名のみであるが、山住の場合には例外的に「住仙台」と「住」の文字が附されている。この「住」字はその地域の出身者でないことを示し、一時的な居住ないしは移住地であることを示す。『狂歌画像作者部類』は「狂歌五十人一首」がことさらに説明しない「住」字の添付理由を丹念な紹介文によって明かしていたのである。

(12) 『近世・近代商家文書に関する総合的研究』(平成一二年)度、平成一四年度科学研究費補助金、基盤研究(B)(2)研究成果報告書、文書番号 9838。

(13) 内山淳一「仙台画壇の黎明期―寛政・文化期の画譜と書画会を中心に―」(仙台市博物館調査研究報告第二四

号)参照。なお、ここでは、それらの宴席に深く関わった仙台の文化人「南山」の序文とやはり宴席にも同席し、さらには日野の中井家宅をも訪問した経験を持つ司馬江漢の中井家評を紹介することで、光昌の志向と仙台の文化形成に果たした役割の一端とを示したい。

藤文寿会諸賢于京師東山第一樓、所獲書画、裝潢成帖。展觀之、則盤礴引滿之態、宛乎在人目睫。此歲、將東都諸彦、于深川之酒樓、是為嚆矢云。

仙台南山道人走筆題。「瑞鳳」「古梁氏」

(「東山第一樓勝會書画帖」寛政十一(一七九九)年、大和文華館蔵、田中敏雄「東山第一樓勝會書画帖について」大和文華第八十五号四〇頁からの引用。)

(14) 司馬江漢『春波樓筆記』(日本隨筆大成第一期第二卷九頁)は次のように記す。

近江国水口より三里入りて、日野と云ふ所、岡本町と云ふ所に、中井源左衛門と云ふ者商家にてありけるが、日野は一向往来のあらざれば、人の通行なし、故に商ひの手立なし。総じて近江の国の人物は、心肝大きく思慮あり。日野はみせを開き商人の体見えず。然るに、富商多し、又此近きに八幡と云ふにも富家あり。其地貧にして渡世なりがたき辺土は、必、富める者あり。吾近郷に産

する物を買ひ取り、他国へ行き、之を売り、又其国の物を求め、他所に行き、是をひきぎ、吾国に帰るに及んで、吾国になき物を求め来るを交易と云ふ。見世を開き商をするを、賈人と云ふなり。往来の路傍に一膳飯を鬻ぐ者は、生れし其処を離れずして渡世のなる故に、生涯一膳めしを以て終はる、彼源左衛門と云ふ人は、僅の元金を持ち、奥州仙台に行き、此地に綿を生ぜざる事を考へ、大坂より綿木綿古着の類を買ひ取り、仙台へ船まはして、売りけるに、初は少々宛の商ひして、後年を追ひて大商となり、今に至りては、人五十人を遣ふ程の見世を張り、中井新三郎と家名して、今三代目なり。其外下総の相馬太田原辺へも見世を出だし、今において三十万金の富商とはなりぬ。予二十五年以前長崎へ行くとき、此日野により、老人にも逢ひしに、悌六十位に見えしが、実ほ七十に余れる老人なりき。この三年以前に、九十余にて病死しぬ。二代目は酒などを好みて、五十余にして病死しぬ。今は孫の代なり。珍らしき商人なり。文化八年未年しるす。

(15) 『名古屋叢書』所収。以下、同叢書からの引用は資料末に巻数と頁数を記す。

(16) 前掲『近世・近代商家文書に関する総合的研究』文書

番号 6361。

(17) 同右、文書番号 13071。

(18) ちなみに、文化年間、東海地域の商業の中心地の一つが「岐阜」であり、同地は狂歌の一大中心地でもあった。

多くの商人が狂歌を嗜んでいたことが『狂歌画像作者部類』『新撰狂歌五十人一首』からわかる。そうした商業圏に容易に入り込む手段となるのが狂歌であったのではないかと考える。このような観点から、狂歌の意義を再検討する余地がある。

(19) 『近江商人中井家の研究』七九九頁。

(20) 『本居全集』首巻六四頁。

(21) 『狂歌人名辞書』は次のように記す。「竜廻屋弘器、別号海城、香窓、玉淵子、鱗堂、又雅流園、通称柴田承慶、名は博、字は公篤、尾張藩の医官、五側判者にして又川柳を作る、明治元年十月十九日歿す、年七十五。」

【付記】本稿は、西尾市岩瀬文庫を会場として二〇〇八年一月一日に開催された第四二回「書物・出版と社会変容」研究会における研究報告の原稿(配布)に補訂を加えたものである。